

「街ing いばらき」会則

〔名称・事務所〕

第1条 本会は「街ing いばらき」と称し、事務所を代表宅に置く。

〔目的〕

第2条 本会は“まちづくり”に関する情報交換を行う為例会や見学会を開く。併せて会員相互の親睦を図る。

〔例会〕

第3条 例会は原則として毎月第1木曜日（19時から21時頃迄）に開催する、

〔会員・入会手続〕

第4条 本会は本会の目的に賛同する個人会員をもって構成する。入会手続きは所定の入会金と会費を納める事に依り完了する。

〔会員資格の喪失〕

第5条 会員は次の1に該当することに依り資格を失う。

- ① 会費を決められた期限内に納めなかった時
- ② 本会の取り決め事項を守らなかったり、本会の名誉を傷つけたり、本会の運営を妨げる等良識を逸脱した言動に依り協調性が無いとして総会が除名を決議した時

〔役員・選出方法〕

第6条 本会に次の役員を置く。

- ① 代表 1名
 - ② 副代表 3名
 - ③ 会計委員 1名
 - ④ 会計監事 1名
- 2 役員を選出は会員の互選による。
 - 3 役員の任期は毎年6月1日から翌年5月31日の1年間とし、再任は妨げない。
役員に欠員が生じた場合は、可及的速やかにこれを補充する。補充者の任期は前任者の残余期間とする
 - 4 役員は前項任期に拘わらず、次期役員が選出され就任するまではその任務を続行する。

〔役員の仕事〕

第7条 役員は役員会を構成する。

- 2 代表は本会を代表し、会務を指揮統括する。
- 3 副代表は代表の補佐役として書記担当、広報担当、行事担当の長を兼務分担する。代表に事故ある時はその職務を代行する。
- 4 会計委員は本会の会計事務を管掌する。
- 5 会計監事は本会の決算が適正に行われているか否かを監査し、その結果を定例総会で報告する。

〔総会〕

第8条 定時総会は毎年7月の例会の日に、臨時総会は必要に応じて代表が召集する。

2 総会の議題は次の事項とする。

- ① 前年度活動報告
- ② 前年度決算報告

- ③ 役員の改選
 - ④ 会則の改正
 - ⑤ 本年度活動計画
 - ⑥ 本年度予算案
 - ⑦ その他役員会が重要と認める事項
- 3 総会議事は出席会員の過半数の賛同を以って決する。

ただし、6条3項の補充役員は直近例会で出席者の過半数の賛同を以て決する。

[役員会]

第9条 役員会は日常業務を迅速に処理する為、必要に応じて代表が召集する。決定は多数決に依る。
決定事項は直近の例会で報告しなければならない。

[会計]

- 第10条 本会の会計年度は毎年6月1日に始まり翌年5月31日終了の1年間とする。
- 2 会費は年額2,000円、家族は1,000円とし、7月中に納付しなければならない。
 - 3 年度途中の入会の場合は、入会月から年度末までの月数に170円、家族会員は90円を掛けた金額を徴収する。
 - 4 入会時に入会金1,000円を徴収する。
 - 5 その他必要に応じて特別会費を徴収することが出来る。
 - 6 年度途中で退会した場合でも納入した会費は返金しない。
 - 7 記念行事等の準備の為に、特別基金を設け、積み立てを行うことが出来る。
 - 8 収支決算書は会計監事の監査を受け、代表が定時総会で報告し、承認を得なければならない。

~~[慶弔]~~

~~第11条 慶弔は次の事項とする。~~

- ~~① 会員本人の結婚に対して祝電~~
- ~~② 会員本人の死亡に対して弔電および筒花~~

[会員名簿]

第12条 本会は毎年会費の納入確認後に会員名簿を発行する。会員は保管管理に注意すると共に良識を持って利用しなければならない。

[疑義等]

第13条 会則に定めのない事項又は解釈上に疑義が生じた場合は役員会がこれに対応処理する。

履 歴

- 平成14年6月6日制定実施
- 平成15年7月17日改正実施
- 平成16年7月1日改正実施
- 平成17年7月7日改正実施
- 平成18年7月6日全面改正実施
- 平成21年7月2日改正実施（慶弔の変更）
- 平成23年7月7日改正実施（会費の減額および補充役員の決定手続き）
- 平成30年7月5日改正実施（慶弔項目の削除）